

児童虐待 **ストップ** 防止マニュアル

歯科での対応でいかに虐待を発見し防止につなげるか



社団法人 山梨県歯科医師会

目次

● はじめに	1
● 児童虐待とは	2
● 学校歯科医としての児童虐待への対応	3
● 児童虐待での歯科的特徴	3
● 通告義務について	4
● 児童虐待(身体的虐待、ネグレクトなど)	5
● 被虐待児に見られる口腔内の状況	6
● 児童の様子の不自然さから児童虐待を鑑別診断	6
● 記録	7
● 山梨県の児童虐待の現状	8
● 児童相談所への虐待相談内訳	9
● 関係機関一覧	10
● 市町村における虐待等に係る相談(通告)先一覧	12



はじめに

近年、新聞・テレビ等における報道においても社会問題として虐待が取り上げられております。中でも幼児・児童の虐待においては、虐待そのものを訴えるすべがなく痛ましい結果となって現れていることが現実です。報道されている虐待は、氷山の一角にすぎず情報としては少ないと思います。また、負の遺産として虐待を受けた子供が親になって自分の子供に虐待を繰り返す、つまり被害者が加害者になるという事実もあります。

その様な中、山梨県歯科医師会と山梨県警察本部の間で「児童虐待防止に関する覚書」を締結いたしました。山梨県歯科医師会会員の先生方におかれましては、本書の活用により、幼児・児童における虐待の実態を理解された上で、乳幼児歯科健康診断・学校歯科健康診断及び、歯科診療の現場で虐待を疑われるケースに遭遇した場合、私共歯科医師ができる対応をしていただき、虐待防上の糸口となることを願っております。

社団法人 山梨県歯科医師会
会 長 三塚 憲二

児童虐待とは

●児童虐待の定義●

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。

(児童虐待の防止等に関する法律第2条:2000年)

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、戸外に閉め出す、縄などで身体を拘束するなど

性的虐待

子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を子どもに見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

(教育の拒否・保護の怠慢)

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院につれて行かない、ひどく不潔なままにする、適切な食事を与えない、同居人の子どもへの暴力を放置するなど

心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの前でDV(ドメスティック・バイオレンス)等家族への暴力行為を行うなど

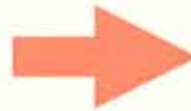
学校歯科医としての児童虐待への対応

学校歯科医が、学校等での健康診断あるいは健康診断票から児童虐待が疑われる不自然さに気づいたときには、養護教諭や担任教諭・健康診断の担当者に情報を提供し最終的には学校長に報告する。また事後措置としての治療や管理は学校歯科医を含むかかりつけ歯科医のもとでなされるため、学校等と学校歯科医をはじめとするかかりつけ歯科医との連帯が密でなければならない。

学校では、学校歯科医からの情報を受け、その他の多くの情報や学校医の情報をもとに、指導や支援が必要な子どもたちに適切な対応がなされることが望まれる。学校等と学校歯科医の協力を一つのステップとして、地域並びに関連機関と協力することで、子どもたちの健全な発育環境の整備をしていくことが望まれる。

児童虐待での歯科的特徴

むし歯が多い
治療していない



児童虐待
特にネグレクトに注意

乳幼児健診の場合 (1歳半、3歳児健診等)	学校歯科健診の場合	歯科医院での場合
健診票にチェック (後にわかるように記入)	過去の健診結果と比較し養護教諭と相談する	保護者の様子をよく観察
↓	↓	↓
保健師、医師に連絡し情報交換する	1歳半、3歳児健診後の受診状況、受診勧告や事後措置(治療)の経過を見て、養護教諭、校長等と協議	治療を進めながら、保育園、学校等と情報交換する
		↓
		市町の相談窓口相談

児童虐待という言葉からは、頭部、顔面、口腔領域の外傷を考えがちですが、我々一般臨床医のところに、そういったケースが主訴で来院する例は、少ないと思われませんが、デンタルネグレクトという視点では、『保護者による適切な歯科的健康管理がされておらず、必要な治療を受けさせることなく、多数歯にわたるう蝕や歯肉腫脹の放置のある状態』となっていることも充分考えられます。

そこで、歯科では、1歳半、3歳児健診等があり、また就学児における、学校での歯科健診が義務付けられています。そういった場での早期発見が重要だと考えられますと同時に、学校歯科健診では、義務教育の間は必ず、一枚の用紙で、口腔の状態を縦覧できます。以前からう蝕の歯牙が、そのままであるとか、ある時期から、急にう蝕が増えたなどが、ひとめでわかります。

通告義務について

学校歯科医は健康診断等で児童虐待が疑われる場合には、速やかに学校長に報告し、学校長の判断を仰ぎ、児童相談所などに通告する必要がある。また、児童福祉法第25条ならびに児童虐待防止法第6条によれば、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所などに通告する義務があり、しかも通告した者が誰であるかについては守秘される。加えて地区においては児童相談所をはじめとする児童虐待防止に関する要保護児童対策地域協議会（ネットワーク）が設置され、歯科医療機関で同様のことが疑われる場合には、ただちに関係機関に通告する必要がある。

※山梨県警察本部と「児童虐待防止に関する覚書」を締結してありますので、児童虐待が疑われる事案を認知した場合は、所轄の警察署又は警察本部少年課に情報提供等の協力をして下さい。

●児童虐待に対する歯科医師のつとめ●

児童虐待の防止には早期発見、早期対応が重要であることは言うまでもなく、今回の法律ではわれわれ歯科医師にも虐待の疑いをもった場合の義務が課せられています。

その概略は以下のようなものです。

- ①医療関係者は日々の診療や健診業務の場所で児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚して、虐待の早期発見に努めること（児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項）
- ②虐待が疑われる児童を発見したときには、速やかに市町村、県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告すること（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等の法律第6条1項）

○通告したわれわれには虐待の立証責任はなく、また守秘義務違反に問われることもない（児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項）

○通告受理機関（市町村、県福祉事務所、児童相談所、児童委員）は、通告者が特定できる情報等を加虐待者等第三者に漏らしてならない（児童虐待の防止等に関する法律第7条）

このため、虐待の疑いを感じた段階で通告する義務を生じるとともに、通告者の安全は守られるように制度上なっています。しかし、肝心なのはどのようにして虐待の疑いを鑑別するのが問題となっています。



児童虐待（身体的虐待、ネグレクトなど）

学校歯科医はその職務の性格上、家庭という密室の中で繰り返される児童虐待（身体的虐待やネグレクトなど）を垣間見る事ができる。健康診断に際して、顔面の皮下出血、表皮剥脱、歯牙破折、顎骨骨折等の症例に接した場合、また常識的に見て説明のつかない症状や創傷があったり、必要な治療を受けさせず放置されている児童を発見した場合は身体的虐待やネグレクトを疑い、学校長を通じ児童相談所などに通告する必要がある。ただし、それは口腔内のみでなく可能な限り全身的な所見から判断をすることを心がける。

また、虐待がある場合「不自然さ」を感じる人が多いといわれる。「子どもの様子がなんとなく変だ」などと感じた場合、注意して診断することが必要である。一般的に児童虐待は1回のみではなく習慣化しやすいことから、同時に多数の新旧混在性の外傷を認めれば、児童虐待を疑う必要がある。

● 児童虐待の歯科的診断 ●

① 歯牙・歯周組織の外傷

児童虐待は1回のみではなく習慣化しやすいことから、顔面及び口腔において同時に多数の新旧混在性の外傷を認めれば、児童虐待を疑う判断材料になる。

- ・歯の硬組織・歯髄の外傷：歯の亀裂、歯冠破折、歯根破折
- ・歯周組織の外傷：動揺、不完全脱臼、陥入、抛出、転位、脱落（完全脱臼）
- ・歯槽骨の外傷：挫滅、歯槽壁・歯槽突起の骨折

【歯牙・歯周組織の外傷の経過】

歯の硬組織破折の治療痕、あるいは外傷に継発して歯周組織に生じる変化は、数ヶ月から十数年後も存続し、これらの所見から過去に受けた外傷を推定することは困難ではない。

- ・歯 髄 失 活：根尖孔、歯根破折線、骨折線に関するX線透過像、歯髄電気診に対する反応の欠如
- ・歯髄の退行変性：歯髄腔の消失（石灰化・化生）
- ・歯 の 変 色：歯冠のピンク色の変色、暗色化、透明感の消失
- ・歯 根 の 吸 収：炎症性歯根吸収、骨置換性吸収

② 歯 牙 う 蝕

ネグレクトされている児童の口腔衛生環境は劣悪であると言われている。

③ 口腔粘膜及び口腔周囲外傷

繰り返される虐待によって癒痕化した傷に注意。

④ 顎骨骨折・顎関節脱臼

虐待による骨折で放置された場合、偽関節が形成される。

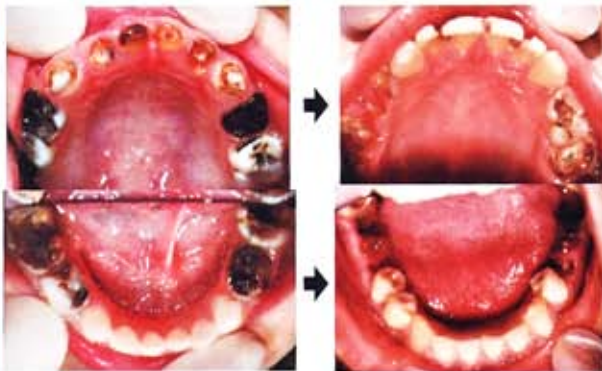
被虐待児に見られる口腔内の状況

ネグレクト (生活習慣の乱れ)

- ・むし歯多発 ・多くの未処置歯 ・重度の歯肉炎
- ・歯周炎 ・口腔衛生不良 ・口臭 ・歯肉腫張

過去

現在



永久歯の重度う蝕は、乳歯列の延長にある

写真提供:岡山大学歯学部小児歯科

身体的虐待 (外傷)

- ・歯の亀裂・歯冠破折
- ・歯の変色・歯牙脱臼
- ・舌の外傷・小帯の外傷
- ・口唇部外傷
- ・顔面への打撲



写真提供:東京歯科大学小児歯科
久保周平先生

児童の様子の不自然さから児童虐待を鑑別診断

- ①身体に触れられることを嫌がる
- ②他の児童に比べ、発育、発達状態の遅れまたは発育、発達状態が悪い
- ③なんとなくおどおどしている、親がいるとおびえる、家に帰りたがらない
- ④健康診断時によく欠席している
- ⑤非常に多くのう蝕を有している(養育放棄、保護怠慢と思われる多数歯う蝕)
- ⑥広範な歯肉異常が認められる
- ⑦前回の健康診断で治療勧告が出ているにもかかわらず、治療をした形跡がない
- ⑧治療報告書の回収がなされていない

以上、常識的に見て説明のつかない症状や創傷があったり、必要な治療を受けさせず放置されている児童を発見した場合は虐待を疑い、歯科医師会及び児童相談所に連絡する必要がある。

記 録

児童相談所・警察への通報に際して、記録を残しておく事は重要である。初診時などにおいて、虐待が疑われた場合、状態・症状・経過はもとより、被虐待児童及び保護者が話した内容まで記載すること。

● 記録の要点 ●

WHAT (どのような外傷か) 外傷の部位、種類

HOW (原因は何か) 事故か虐待か

WHEN (いつ発生したのか)

WHO (加害者は誰か)

WHY (なぜ虐待が発生したのか)

● 写真、イラストによる記録 ●

歯科用レントゲンはもとより、虐待の特徴を写真及びイラスト等で記録する。その場合の注意点としては、

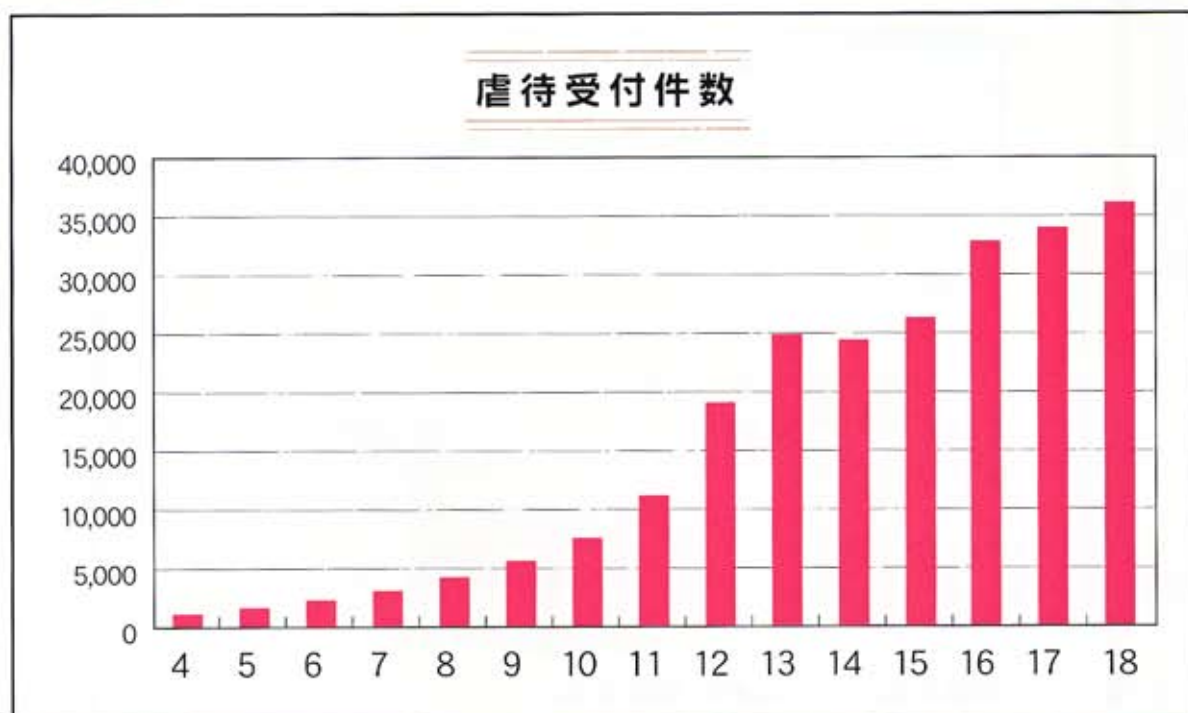
- ・日時、名前、カルテ番号を記入する。
- ・尺度として、何か目盛りを添える。
- ・時間を追って定期的に撮影する。
- ・写真と同時に、手書きによるイラストと詳細な説明を書く。
- ・写真は口腔内ならびに口腔周囲とする。

以上を一括してカルテと共に保存する。

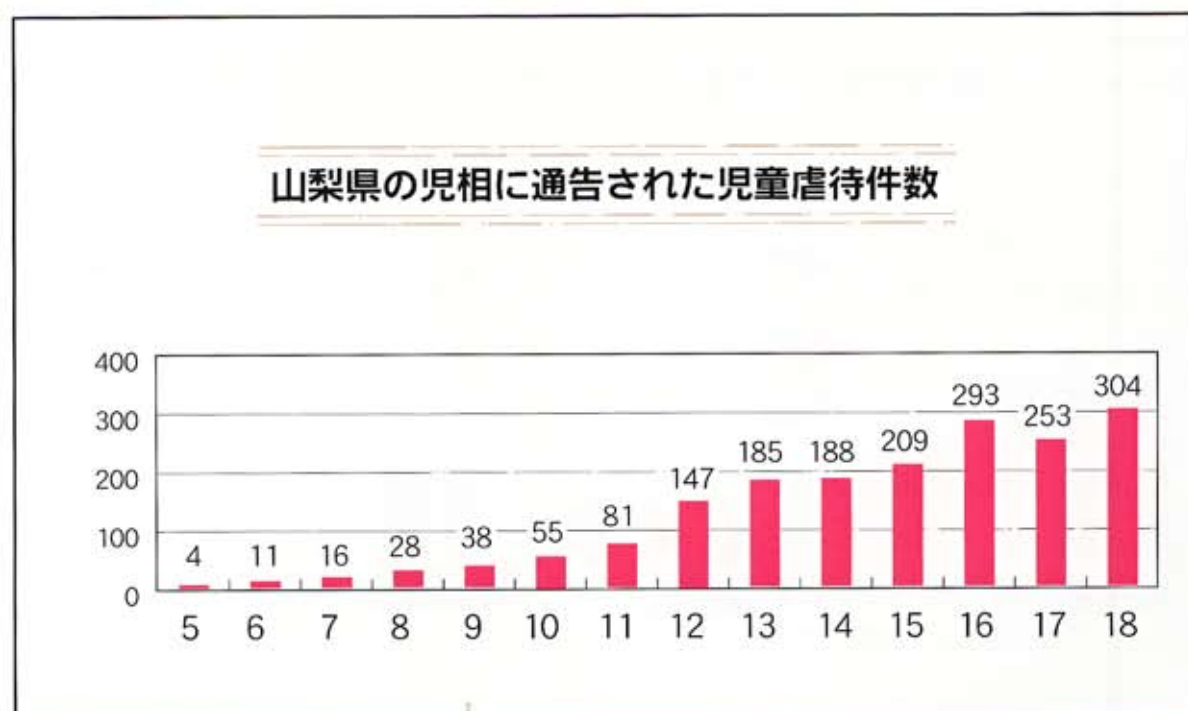


山梨県の児童虐待の現状

● 全国 ● 37,323件(平成18年度)

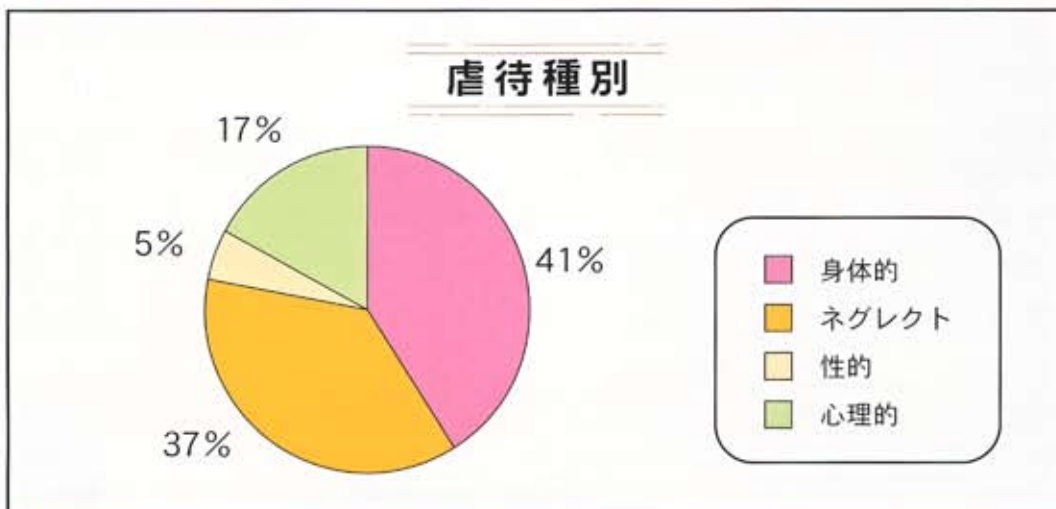
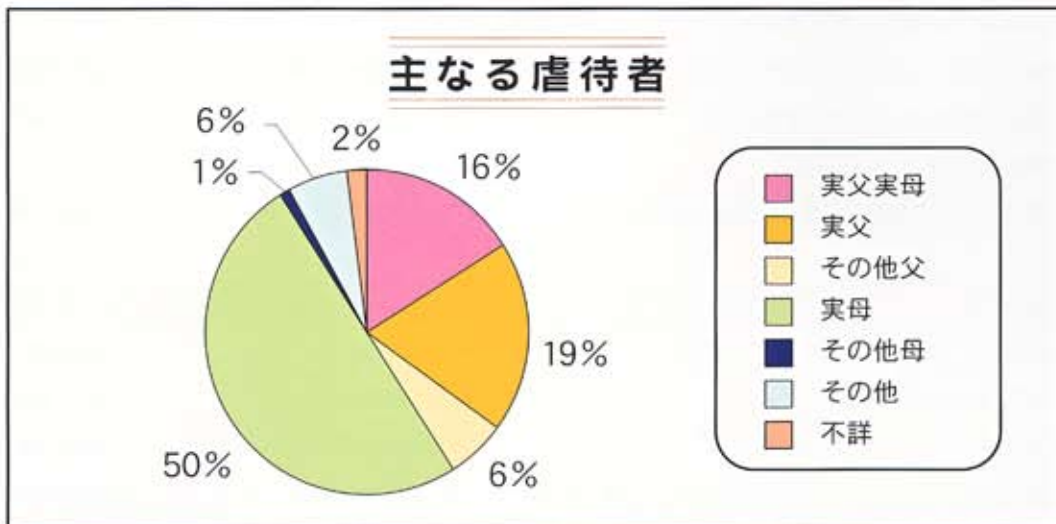
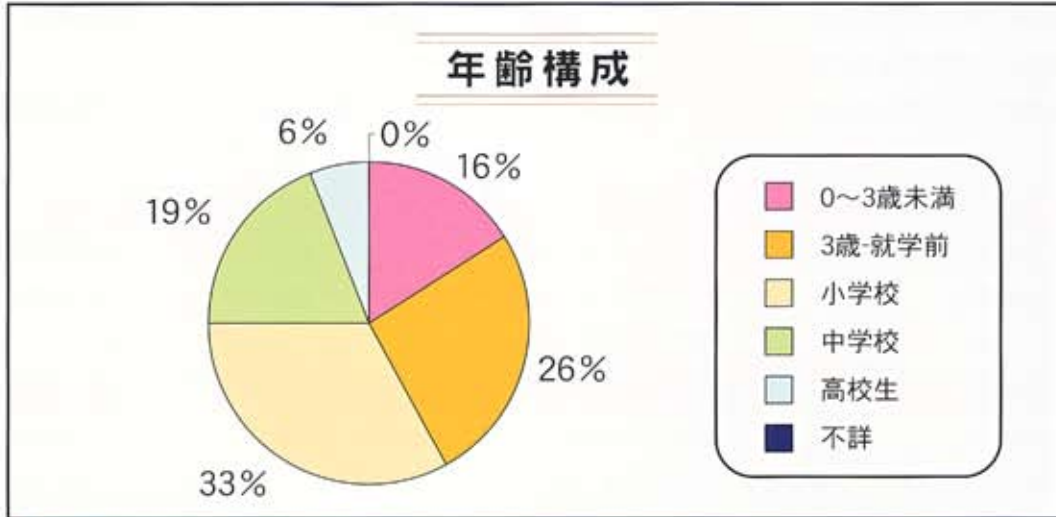


● 山梨県 ● 304件(平成18年度) ※市町村を加えると633件



児童相談所への虐待相談内訳

(山梨県:平成18年度)



関係機関一覧

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
◆県庁			
山梨県福祉保健部児童家庭課	400-8501	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1457
山梨県福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1493
山梨県教育委員会義務教育課	400-8501	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1755
◆児童相談所			
中央児童相談所	400-0005	甲府市北新一丁目2-12	055-254-8617
都留児童相談所	402-0054	都留市田原三丁目3-3	0554-45-7835
◆女性相談所			
女性相談所	400-0005	甲府市北新一丁目2-12	055-254-8633
◆地方振興局			
峡中地域振興局健康福祉部児童家庭担当	400-8543	甲府市太田町9-1	055-237-1403
峡東地域振興局健康福祉部児童家庭担当	406-0035	笛吹市石和町広瀬785	055-262-1937
峡南地域振興局健康福祉部児童家庭担当	400-0601	南巨摩郡鵜沢町771-2	0556-22-8145
峡北地域振興局障害・家庭福祉課	407-0024	韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3056
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部児童家庭担当	401-0015	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7820
◆保健所			
中北保健所	400-0865	甲府市太田町9-1	055-237-1381
中北保健所峡北支所	407-0024	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3071
峡東保健所	400-0003	山梨市下井尻126-1	0553-20-2752
峡南保健所	406-0601	南巨摩郡鵜沢町771-2	0556-22-8158
富士・東部保健所	405-0005	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032
◆教育事務所			
峡中教育事務所	400-0035	甲府市飯田一丁目1-20	055-223-3620
峡東教育事務所	404-0045	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2730
峡南教育事務所	400-0601	南巨摩郡鵜沢町771-2	0556-22-8140
峡北教育事務所	407-0024	韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3006
富士北麓・東部教育事務所	402-0054	都留市田原三丁目3-3	0554-45-7820
◆助産施設			
山梨県立中央病院	400-0027	甲府市富士見一丁目1-1	055-253-7111
市立甲府病院	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1111

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
◆乳児院			
山梨立正光生園乳児院	400-0856	甲府市伊勢2-1-19	055-235-1790
◆母子寮			
山梨立正光生園母子寮	400-0856	甲府市伊勢4-39-19	055-232-0930
◆児童養護施設			
明生学園	400-0118	甲斐市竜王2175	055-276-2228
山梨立正光生園	400-0856	甲府市伊勢2-1-19	055-235-1783
クローバー学園	404-0045	甲州市塩山上塩後462	0553-33-4541
くずはの森	409-0623	大月市七保町葛野2467	0554-22-4806
めだかの学校ジュニア	400-0016	甲府市武田一丁目3-23	055-255-3611
ハーベスト	403-0004	富士吉田市下吉田6770-1	0555-21-2131
◆児童自立支援施設			
甲陽学園	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4003
◆子育て電話相談			
精神保健福祉センター	400-0005	甲府市北新一丁目2-12	055-254-8644~8646
総合教育センター教育相談部(電話相談)	406-0801	笛吹市御坂町成田1456	055-263-3711
子育て相談総合窓口「かるがも」	400-0005	甲府市北新一丁目2-12	055-251-4152
安心子育てテレフォン			055-252-0192
山梨県警察本部少年サポートセンター-ヤングテレホン甲府	400-8586	甲府市中央一丁目10-1	055-235-4444
富士吉田警察署ヤングテレホン吉田	403-0016	富士吉田市松山911	0555-22-4444
◆子供の人権に関する相談			
子ども人権110番	400-8520	甲府市北口1-2-19	055-252-0110

各 警 察 署			
名 称	電 話	名 称	電 話
山梨県警察本部	055-235-2121	南部警察署	0556-64-3301
甲府警察署	055-232-0110	笛吹警察署	055-262-0110
南甲府警察署	055-243-0110	日下部警察署	0553-22-0110
南アルプス警察署	055-282-0110	富士吉田警察署	0555-22-0110
韮崎警察署	0551-22-0110	大月警察署	0554-22-0110
北杜警察署	0551-32-0110	上野原警察署	0554-63-0110
諏沢警察署	0556-22-0110		

市町村における虐待等に係る相談(通告)先一覧

H19.11.1現在

市町村名	担当部署(窓口)	電話番号	児童相談所
甲府市	児童育成課	055-237-5917	山梨県中央児童相談所 055-254-8617
甲州市	子育て対策課	0553-32-5081	
	健康増進課	0553-33-7811	
山梨市	福祉事務所	0553-22-1111(内)162	
	牧丘支所住民生活課	0553-35-3111(内)143	
韮崎市	福祉課	0551-22-1111(内)181	
南アルプス市	子育て支援課	055-282-6049 080-0800-4152(相談専用)	
甲斐市	子育て支援課	055-277-3115(内)2143	
笛吹市	児童家庭課	055-261-1904 0120-138-015(相談専用)	
北杜市	児童家庭課	0551-42-1332(内)1321,1324	
中央市	子育て支援課	055-274-8557(内)6200	
	健康推進課	055-274-8542(内)2141	
昭和町	福祉課	055-275-8784	
市川三郷町	いきいき健康課	0556-32-2114	
増穂町	福祉保健課	0556-22-7207	
鵜沢町	民生課(福祉係)	0556-22-2151	
早川町	福祉健康課	0556-45-2363	
身延町	子育て支援課	0556-20-4611	
南部町	福祉保健課	0556-64-4836	
富士吉田市	福祉課	0555-22-1186	山梨県都留児童相談所 0554-45-7838
都留市	福祉事務所	0554-46-5127	
大月市	大月市子ども家庭総合支援センター	0554-23-1168	
上野原市	福祉課	0554-62-1199	
道志村	住民健康課	0554-52-2113	
西桂町	住民福祉課	0555-25-2121	
忍野村	福祉課、保健衛生課	0555-84-7795	
山中湖村	厚生課	0555-62-9976	
富士河口湖町	福祉推進課	0555-72-6028	
	教育センター	0555-83-3022	
鳴沢村	住民福祉課	0555-85-2311	
小菅村	住民課	0428-87-0111	
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211	

※民生委員 児童委員 主任児童委員 各市町村にお問い合わせ下さい。

● 参考文献 ●

児童虐待(山梨県中央児童相談所)

児童虐待防止マニュアル(岩手県歯科医師会)

学校歯科医の活動方針-平成18年改正版-(日本学校歯科医会)

歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援(三重県歯科医師会)

気づこう守ろう子どもの笑顔「歯・口から気づく子どもへの虐待」(宮城県歯科医師会)

● 終わりに ●

児童虐待は全国的に関心のある問題ではありますが、その実態は広く世間に知れ渡る事が少ない現状にあるといわれております。その中であって本書が、少しでも児童虐待防止の手助けになればと考えておりますので、ご活用の上ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

編 集

山 梨 県 歯 科 医 師 会
会 長 三 塚 憲 二

地 域 保 健 部 学 校 歯 科 委 員 会

担 当 理 事 花 形 哲 夫
委 員 長 山 内 邦 生
副 委 員 長 篠 原 昭 夫
委 員 久 保 寺 篤
委 員 阿 久 津 仁
委 員 佐 野 猛

警 察 歯 科 医 会 小 委 員 会
委 員 長 金 山 昇



社団法人 **山梨県歯科医師会**

〒400-0015 山梨県甲府市大手1-4-1
TEL 055-252-6481 FAX 055-253-0854

URL <http://yda.jp>